

# 財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等 取扱要領の制定について

平成12年12月27日付蔵会第4096号（大蔵大臣から各部局長宛て）

## 第1次改正

平成15年1月15日 財会第 69号

## 第2次改正

平成15年2月3日 財会第 207号

## 第3次改正

平成16年11月1日 財会第2522号

## 第4次改正

平成18年6月15日 財会第1456号

## 第5次改正

平成20年10月21日 財会第2372号

## 第6次改正

平成20年12月26日 財会第2865号

## 第7次改正

平成23年2月17日 財会第 299号

## 第8次改正

平成24年11月12日 財会第2336号

## 第9次改正

平成25年12月25日 財会第2624号

## 第10次改正

平成26年11月26日 財会第2419号

## 第11次改正

平成27年3月31日 財会第1037号

## 第12次改正

平成28年11月30日 財会第4375号

## 第13次改正

平成30年3月29日 財会第1372号

## 第14次改正

平成30年11月30日 財会第4412号

## 第15次改正

令和元年5月7日 財会第2029号

第16次改正

令和2年12月3日 财会第4351号

第17次改正

令和3年4月26日 财会第1666号

第18次改正

令和4年10月26日 财会第4524号

最終改正

令和4年11月21日 财会第4610号

標記のことについて、別紙のとおり制定し、平成13年1月9日から適用することとし、平成13年度以降の資格審査事務等から実施することとしたので、通知する。

なお、平成12年度中の資格審査事務等については、従前の例により処理することとされたい。

(別 紙)

財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領

(通 則)

第1 財務省所管会計事務取扱規則(昭和43年大蔵省訓令第1号。以下「規則」という。)第14条第1項の規定により審査部局長が資格を審査し、名簿を作成し、又は公示をする場合その他財務省所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等の契約の事務の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

(定 義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部 局 規則第2条第2項に規定する部局をいう。
- (2) 部 局 長 規則第2条第3項に規定する部局長をいう。
- (3) 審査部局長 規則第14条第1項の規定により資格審査事務を委任された職員をいう。
- (4) 競 争 一般競争(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項の競争をいう。)又は指名競争をいう。

(5) 定期審査 平成17年度を初年度として隔年度ごとに行う資格審査をいう。

(6) 随時審査 前号以外の資格審査をいう。

(7) 審査基準日 イ 建設工事

第6第1項又は第6第2項の規定により提出された申請書(第24第2項による申請を含む。)又はこれに係る資格審査については、直前に受審した建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項による経営事項審査の基準日をいう。

ロ 測量・建設コンサルタント等及び経営事項審査を受ける必要がない建設工事

第6第1項本文の規定により提出された申請書又はこれに係る資格審査については、直前の営業年度の終了の日をいい、同項ただし書又は第6第2項の規定により提出された申請書又はこれに係る資格審査については、当該申請書が提出された月の初日をいう。

(8) インターネット一元受付 平成15年3月20日官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議の決定に基づき同連絡会議構成機関等において実施することとされた、競争参加資格審査に関する申請手続きのインターネットを活用した一元的な受付をいう。

(資格審査事務の地区)

第3 資格審査に係る事務は、北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、北九州、南九州及び沖縄の各地区(北九州地区は、福岡財務支局の管轄区域、南九州地区は、九州財務

局の管轄区域のうち、福岡財務支局の管轄区域を除いた区域、沖縄地区は、沖縄県の区域、それ以外の地区は、各財務局の管轄区域と同一の区域とする。)において、それぞれ地区ごとに一元的に行うものとする。

- 2 審査部局長は、同一地区内の他の部局長とあらかじめ資格審査事務の取扱いの方法その他必要な事項について協議するものとする。

(契約の種類及び予定価格に対応する等級別格付)

第4 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)第72条第1項又は令第95条第1項の規定による契約の種類及び資格は、次のとおりとする。

(1) 契約の種類及び予定価格に対応する等級区分

イ 建設工事契約

(イ) 総合建設工事契約

建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者(以下「建設業者」という。)のうち建築一式工事業者又は土木一式工事業者((ロ)において「総合建設業者」という。)に係る契約にあつては、A、B、C及びDの各等級区分

(ロ) 総合建設工事以外の工事契約

総合建設業者以外の建設業者に係る契約にあつては、A、B及びCの各等級区分

ロ 測量・建設コンサルタント等契約

測量法(昭和24年法律第188号)第55条の登録を受けて測量業を営む者、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の登録を受けて建設コンサルタントを営む者、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条の登録を受けて地質調査業を営む者、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条の登録を受けて補償コンサルタントを営む者又はその他の登録等を受けて事業を営む者(以下「測量業者等」という。)に係る契約にあつては、A、B及びCの各等級区分

(2) 等級別格付

前号の契約の種類ごとの等級区分に対応する数値及び予定価格は、別表第1 予定価格に対応する等級別格付表に定めるところによる。

(公 示)

第5 審査部局長は、令第72条第4項の規定により、一般競争に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに申請の時期及び方法等については、定期審査に係る申請書類の受付を開始する日の1カ月前までに又は必要と認めた場合は臨時に掲示等の方法により公示しなければならない。

2 部局長は、特定調達契約(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。第3項及び第18第3項において「特例政令」という。)第4条第1項に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約が見込まれる年度ごとに、審査部局長にその旨通知しなければならない。

3 審査部局長は、前項の規定により通知を受けたときは、特例政令第4条第2項又は第4項の

規定により、当該特定調達契約が見込まれる年度ごとに、次の事項について、官報により公示しなければならない。

- (1) 競争に参加する者に必要な資格（第4号及び第6第1項において「競争参加者の資格」という。）の基本となる事項
- (2) 申請の時期及び方法等
- (3) 調達する特定役務（特例政令第2条第5号に規定する特定役務をいう。）の種類
- (4) 競争参加者の資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (5) 申請書等に使用する言語
- (6) 申請書類の名称
- (7) 申請書類の受付場所  
（申請書の提出及び資格審査の時期）

第6 審査部局長は、その年度において競争参加者の資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）から、契約の種類に応じ、別紙一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき作成した、別紙第1号様式又は別紙第2号様式による一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を当該年度の前年度の2月末日までのうちで、審査部局長の定める日までに提出させて定期審査を実施しなければならない。ただし、審査部局長が必要と認めたととき又は申請者から申請書の提出があったときは随時に申請書の提出をさせ又は受理して随時審査を実施しなければならない。

2 審査部局長は、特定調達契約に係る競争の公告又は公示をした後、当該公告又は公示に係る競争に参加しようとする者から申請書の提出があった場合において、開札の日時までに審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（申請書の添付書類）

第7 審査部局長は、第6の規定により申請書の提出がある場合には、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、別紙作成要領に基づき作成した当該各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 別紙第1号様式による申請書

- イ 総合評定値通知書の写し
- ロ 工事経歴書（別紙第1号の2様式）
- ハ 営業所一覧表（別紙第1号の3様式）
- ニ 建設共同企業体として申請する場合には、建設共同企業体協定書の写し
- ホ 官公需適格組合として申請する場合には、官公需適格組合証明書の写し
- ヘ 申請者が第10の規定により建設業者とみなされる者であるときは、イに掲げる書類に代えて通訳案内業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第1号）による改正前の建設業法施行規則第19条の2第2項の経営事項審査申請書に準ずる書類及び第19条の3第1項各号に掲げる書類に準ずる書類並びに登記事項証明書（不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第5項の規定

によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿謄本を含む。以下同じ。）

ト 次の各税についての納税証明書（その3）、同（その3の2）又は同（その3の3）いずれか

（イ）消費税及び地方消費税

（ロ）法人税（法人の場合）又は申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）

チ 審査基準日において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が未加入であった後に当該保険の加入状況が加入となった者は、次のいずれか

（イ）健康保険・厚生年金保険の領収証書の写し

（ロ）健康保険・厚生年金保険の社会保険料納入証明書の写し

（ハ）健康保険・厚生年金保険の資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

（ニ）雇用保険の領収済通知書の写し及び雇用保険の労働保険概算・確定保険料申告書の写し

（ホ）雇用保険の雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

リ 審査基準日において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が未加入であった後に当該保険の加入状況が適用除外となった者は、適用除外誓約書（別紙第1号の4様式）

(2) 別紙第2号様式による申請書

イ 登録証明書等（測量法第55条の登録又はその他の登録等を受けていることを証する書類）

ロ 測量等実績調書（別紙第2号の2様式）

ハ 技術者経歴書（別紙第2号の3様式）

ニ 営業所一覧表（別紙第2号の4様式）

ホ 登記事項証明書（法人の場合）

ヘ 官公需適格組合として申請する場合には、官公需適格組合証明書の写し

ト 財務諸表類

チ 次の各税についての納税証明書（その3）、同（その3の2）又は同（その3の3）のいずれか

（イ）消費税及び地方消費税

（ロ）法人税（法人の場合）又は申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）

リ 測量業者（測量法第55条の5第1項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）については、イからホ及びトの書類に代えて測量法第55条の8に規定する書類の写し

また、建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタントについては、イからホ及びトの書類に代えて現況報告書の副本の写し（建設コンサルタント登録規程第7条第1項、地質調査業者登録規程第7条第1項又は補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出する報告書であって、受理機関が記載事項を確認のうえ返却したものの写し）

- 2 前項第1号へ（登記事項証明書に限る。）及びト並びに同項第2号イ、ホ及びチに掲げる書類については、それぞれの発行官署において定めた様式によるものとし、複写機による写しをもって代えることができる。
- 3 審査部局長は、第1項各号に掲げる書類のうち添付させることが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認する他の書類をもって代えることができる。
- 4 第1項又は前項の規定により提出させる書類のうち、外国語で記載されているものについては、日本語による訳文を添付させるものとする。

（資格審査の項目）

第8 第6の規定により申請書の提出があったときにおける資格の審査は、次項以下に定めるところによる。この場合において、用語の意義は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）及び建設業者に係るものについては、建設業法施行規則に定めるところによる。

- 2 建設業者の資格の審査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

(1) 経営規模

イ 完成工事高

経営事項審査の申請日の属する事業年度の開始日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の事業年度における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別に算出した年間平均完成工事高（以下「種類別年間平均完成工事高」という。）

ロ 審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額（法人である場合においては貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金（又は新株式申込証拠金）、資本剰余金、利益準備金、任意積立金、土地再評価差額金、株式等評価差額金及び自己株式の額の合計額からその他資本剰余金の処分により配当を行う場合における当該配当金を控除した額、並びに利益処分（損失処理）における利益準備金、資本金、任意積立金及び次期繰越利益（又は次期繰越損失）の額の合計の額から利益準備金又は任意積立金を取り崩す場合における当該取崩額を控除した額の合計額を、個人である場合においては期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均額（以下「平均自己資本額」という。）

ハ 当期事業年度開始日の直前1年（以下「審査対象年」という。）における利払前税引前償却前利益（審査対象年の各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）における営業利益の額に審査対象事業年度における減価償却実施額（審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額をいう。以下同じ。）を加えた額）及び審査対象年開始日の直前1年（以下「前審

査対象年」という。)の利払前税引前償却前利益の平均の額(以下「平均利益額」という。)

(2) 経営状況

- イ 審査対象年における純支払利息比率(審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額を審査対象事業年度における売上高(完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額をいう。以下同じ。)で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ロ 審査対象年における負債回転期間(基準決算における流動負債と固定負債の合計額を審査対象事業年度における1月当たり売上高(売上高の額を十二で除した額をいう。)で除して得た数値をいう。)
- ハ 審査対象年における総資本売上総利益率(審査対象事業年度における売上総利益の額を基準決算及び基準決算の前期決算における総資本の額(貸借対照表における負債純資産合計の額をいう。以下同じ。)の平均の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ニ 審査対象年における売上高経常利益率(審査対象事業年度における経常利益の額(個人である場合においては事業主利益の額とする。)を審査対象事業年度における売上高で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ホ 基準決算における自己資本対固定資産比率(基準決算における自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ヘ 基準決算における自己資本比率(基準決算における自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)
- ト 審査対象年における営業キャッシュ・フローの額(審査対象事業年度における経常利益の額に減価償却実施額を加え、法人税、住民税及び事業税を控除し、基準決算の前期決算から基準決算にかけての引当金増減額、売掛債権増減額、仕入債務増減額、棚卸資産増減額及び受入金増減額を加減したものを1億で除して得た数値をいう。)及び前審査対象年における営業キャッシュ・フローの額の平均の額
- チ 基準決算における利益剰余金の額(基準決算における利益剰余金の額(個人である場合においては純資産の額とする。)を1億で除して得た数値をいう。)

(3) 技術力

- イ 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者(以下「技術職員」という。)の数(ただし、1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとする。)
  - (イ) 建設業法第15条第2号イに該当する者(同法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないものに限る。)
  - (ロ) 建設業法第15条第2号イに該当する者であって、(イ)に掲げる者以外の者
  - (ハ) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第28条第1号又は第2号に掲げる者であって、(イ)及び(ロ)に掲げる者以外の者



- (ニ) 登録基幹技能者講習（建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習をいう。）を修了した者及び建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下単に「能力評価基準」という。）により評価が最上位の区分に該当する者であつて(イ)、(ロ)及び(ハ)に掲げる者以外の者
  - (ホ) 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者、他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者又は登録基礎ぐい工事試験（建設業法施行規則第7条の3第2号の表とび・土工事業の項第5号の登録を受けた試験をいう。）若しくは登録解体工事試験（同条第2号の表解体工事の項第4号の登録を受けた試験をいう。）に合格した者及び能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者であつて(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)に掲げる者以外の者
  - (ハ) 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者であつて(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)に掲げる者以外の者
- ロ 当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高
- (4) その他の審査項目（社会性等）
- イ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
    - (イ) 審査基準日における雇用保険、健康保険及び厚生年金保険加入の有無。当該保険のうちいずれかの加入状況が未加入となっている者は資格を付与しないものとする。ただし、審査基準日において当該保険の加入状況が未加入であった後に、当該保険の加入状況が加入となったもので第7条第1項第1号チに掲げる書類を提出できる場合又は適用除外となったもので同号リに掲げる書類を提出できる場合を除く。
    - (ロ) 審査基準日における建設業退職金共済制度加入の有無
    - (ハ) 審査基準日における退職一時金制度導入の有無又は審査基準日における企業年金制度導入の有無
    - (ニ) 審査基準日における法定外労働災害補償制度加入の有無
    - (ホ) 若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
      - a 若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が0.15以上である場合に、加点して審査する。
      - b 新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記

載された技術職員の人数の合計で除した値が0.01以上である場合に、加点して審査する。

なお、新規に技術職員となった人数については、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、前回の経営規模等評価を受けた際の審査基準日（以下「前審査基準日」という。）における技術職員名簿に記載されておらず、新規に技術職員名簿に記載された35歳未満の者の数を確認することをもって審査することとする。ただし、前年の経営規模等評価を受けていない場合、事業年度の変更を行った場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合又は建設業を譲り受けた場合等、前審査基準日が審査基準日の前年同日でない場合、その他審査対象年における新規の技術職員を判断するにあたって比較可能な技術職員名簿が存在しない場合には、審査対象年内に新規に技術職員となったことが明らかである者について評価することとする。

- (ハ) 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況については、以下の算式によって算出された数値をもって審査するものとする。

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times A + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times B$$

- a 技術者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第7条第2号イからハマで若しくは同法第15条第2号イからハマまでに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技術者」という。）の数とする。
- b 技能者数は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であり、かつ、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。以下「技能者」という。）の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を減じて得た数とする。
- c Aは、dに規定するCPD単位数を技術者数で除した数値が3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。
- d CPD単位取得数は、技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位（公益社団法人空気調和・衛生工学会、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人建設コンサルタント協会、一般社団法人交通工学研究会、公益社団法人地盤工学会、公益社団法人

森林・自然環境技術教育研究センター、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会、一般社団法人全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会、公益社団法人土木学会、一般社団法人日本環境アセスメント協会、公益社団法人日本技術士会、公益社団法人日本建築士会連合会、公益社団法人日本コンクリート工学会、公益社団法人日本造園学会、公益社団法人日本都市計画学会、公益社団法人農業農村工学会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人日本建築学会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人電気設備学会、一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、公益財団法人建築技術教育普及センター又は一般社団法人日本建築構造技術者協会（以下「CPD認定団体」という。）によって修得を認定された単位数を、別表第3の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。また、30を超える場合は、30とする）をいう。）の合計数とする。

なお、1人の技術者につき2以上のCPD認定団体によって単位の習得が認定されている場合は、いずれか1つのCPD認定団体において習得を認定された単位をもとにCPD単位取得数を算出するものとする。

- e Bは、fに規定する技能レベル向上者数を技能者数からgに規定する控除対象者数を減じた数で除した数値を百分率で表した数値が1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%未満の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。

なお、技能者数から控除対象者数を減じた数が0の場合、技能レベル向上者数を技能者数から控除対象者数を減じた数で除した数値は0とする。

- f 技能レベル向上者数は、技能者のうち、審査基準日以前3年間に、認定能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数とする。
- g 控除対象者数は、技能者のうち、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数とする。

(b) ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づくえるぼし認定（第1段階）、えるぼし認定（第2段階）、えるぼし認定（第3段階）若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づくユースエー

ル認定を取得しており、かつ、審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に、加点して審査するものとする。

(f) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

審査基準日（令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。）以前1年のうちに発注者から直接請け負った a に掲げる審査対象工事において、b に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施しており、かつ、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査する。

a 審査対象工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定（国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。）に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策（以下「軽微な工事等」という。）以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事（同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。）をいう。

b 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

ただし、審査基準日以前1年のうちに、a に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとする。

ロ 建設業の営業継続の状況

(イ) 審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。）

(ロ) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の有無

ハ 防災協定締結の状況

審査基準日における防災協定締結の有無

ニ 法令遵守の状況

審査対象年における法令遵守の状況

ホ 建設業の経理に関する状況

- (イ) 監査の受審状況（会計監査人若しくは会計参与の設置の有無又は建設業の経理実務の責任者のうち(ロ)の a に該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無をいう。）
- (ロ) 審査基準日における建設業に従事する職員のうち次に掲げるものの数。ただし、b に掲げる者の数は10分の4を乗じて得た数をもって審査する。
- a 建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イに該当する者、登録経理試験（建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ロに規定する試験をいう。bにおいて同じ。）の一级試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、登録経理講習（建設業法施行規則第18条の3第3項第2号ハに規定する講習をいう。bにおいて同じ。）の一级講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示（令和2年国土交通省告示第1060号）第1号、第3号又は第5号に掲げる者
- b 登録経理試験の二级試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの、登録経理講習の二级講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び建設業法施行規則第18条の3第3項第2号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示（令和2年国土交通省告示第1060号）第2号又は第4号に掲げる者であって、a に掲げる者以外の者

ヘ 研究開発の状況

審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の平均の額（以下「平均研究開発費の額」という。ただし、会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限る。）

ト 建設機械の保有状況

- (イ) 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（以下「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表別表第6号に掲げる解体用機械をいうものとする。
- (ロ) 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は

審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

チ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合又は財団法人日本適合性認定協会若しくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（ISO9001）若しくは第14001号（ISO14001）の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加点対象としないものとする。

3 測量業者等の資格の審査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

(1) 測量等実績高

審査の申請日の属する事業年度の直前2年の事業年度における登録を受けた測量業等に係る測量等の業種区別に算出した年間平均実績高（以下「種類別年間平均測量等実績高」という。）

(2) 経営規模

イ 基準決算における自己資本額

ロ 審査基準日の前日において測量業等に従事する技術関係職員の数

ハ 審査基準日の前日において測量業等に従事するロ以外の職員の数

(3) 経営比率

イ 基準決算における流動比率

ロ 基準決算における自己資本固定比率

ハ 審査対象年における総資本純利益率（審査対象年度における純利益（法人税等控除前の純利益をいう。）の合計額を基準決算における総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。以下同じ。）

(4) 営業経歴

審査基準日までの営業年数

4 第2項の場合において、申請者が建設共同企業体である場合の同項各号に掲げる項目ごとの数値の算出は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 「経営規模」及び「技術力」については、当該建設共同企業体の構成員のそれぞれの数値

の和

(2) 「経営状況」及び「その他の審査項目」については、当該建設共同企業体の構成員のそれぞれの数値の和の算術平均値

5 第2項又は第3項の場合において、申請者が組合（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。ただし、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が官公需適格組合として証明した組合に限る。以下同じ。）である場合の第2項又は第3項に掲げる項目ごとの数値の算出は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 測量等実績高

測量業等に係る組合においては、当該組合と関係組合員（当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で、申請において受注を希望する業種と同一の事業を行っているものをいう。建設業に係る組合を除き以下同じ。）との、直前2年の事業年度における種類別年間平均測量等実績高の和。ただし、関係組合員の測量等実績高にあつては、当該組合に委託し又は当該組合から委託を受けた測量等及び他の関係組合員に委託した測量等に係る測量等実績高を除くものとする。

(2) 経営規模

イ 建設業又は第10の規定により建設業とみなされるもの（建設業法第3条第1項ただし書の者を除く。）に係る組合においては、当該組合と関係組合員（当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人で、かつ、建設業法第3条第1項の許可を受けている組合員とし、その数は10以内とする。以下ニを除きこの項において同じ。）との、直前2年の事業年度における種類別年間平均完成工事高の和。

ただし、関係組合員の完成工事高にあつては、当該組合に委託し又は当該組合から委託を受けた工事等及び他の関係組合員に委託した工事等に係る完成工事高を除くものとする。

ロ 当該組合と関係組合員との、基準決算における自己資本額（建設業者にあつては、自己資本額又は平均自己資本額）の和

ハ 建設業者に係る組合については、当該組合と関係組合員との、平均利益額の和

ニ 測量業等に係る組合については、ロのほか、当該組合と関係組合員との測量業等に従事する職員数の和

(3) 経営比率及び経営状況

当該組合と関係組合員とのそれぞれの数値の和の算術平均値

(4) 技術力

建設業に係る組合については、当該組合と関係組合員とのそれぞれの数値の和

(5) 営業経歴

測量業等に係る組合については、当該組合と関係組合員との、審査基準日までの営業年数の和の算術的平均値

(6) その他の審査項目

建設業に係る組合については、当該組合と関係組合員との数値の和の算術平均値  
(資格の審査及び等級の決定)

第9 審査部局長は、第8の資格審査の項目ごとの実数に基づき、別表第2附与数値表により得られる附与数値から、次の計算方式をもって算出した数値により資格の審査を行い、別表第1  
予定価格に対応する等級別格付表に基づいて、申請者の等級を決定するものとする。

計算方式

(1) 建設業者

$$P = 0.25 \times A + 0.15 \times B + 0.20 \times C + 0.25 \times D + 0.15 \times E$$

P…総合評定値

A…経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事高に係るもの

B…経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額及び利益額に係るもの

C…経営状況分析の結果に係る数値

D…経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数及び元請完成工事高に係るもの

E…経営規模等評価の結果に係る数値のうち、A、B、C及びD以外に係るもの

(2) 測量業者等

$$A \times \left( 1 + \frac{B + C}{120} \right)$$

A…種類別年間平均測量等実績高に対応する附与数値

B…直前2年の事業年度における測量等実績高について算出した年間平均実績高(以下「年間平均測量等実績高」という。)の区分による自己資本額及び職員数(技術職員又は技術関係職員及びこれら以外の職員のそれぞれの数)のそれぞれに対応する附与数値の合計値

C…流動比率、自己資本固定比率、総資本純利益率及び営業年数のそれぞれに対応する附与数値の合計値

2 部局長は、等級の決定を受けた者が、令第70条(令第98条において準用する場合を含む。)の規定に該当したとき、令第71条(令第98条において準用する場合を含む。)の規定に該当すると認められるとき、申請書若しくは登録申請書若しくはこれらの添付書類の重要な事項について虚偽の記載をしたとき、又は第8の資格審査の項目ごとの実数の変更により当該決定を受けた者の等級を変更することが適当であると認められるときは、当該者について資格審査をした審査部局長へ通報するものとする。

3 審査部局長は、前項及び第16第1項の規定により知り得た情報を審査し、適当と認めたときは等級の決定を受けた者の資格を取消し又は変更することができる。

(建設業者とみなす者)

第10 審査部局長は、物品の製造、販売、買受け及び役務の提供等を営む者のうち畳工事、厨房工事、衛生施設等の工事に準ずる行為を行う者又は建設業法第3条第1項ただし書の者については、建設業者とみなして資格審査を行うことができる。



(競争参加資格者名簿の作成等)

第11 審査部局長は、第9第1項の規定により等級を決定したときは、令第72条第3項(令第95条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、別紙第7号様式による競争参加資格者名簿(以下「名簿」という。)を作成(随時受付による当該名簿への追加を含む。)しなければならない。

2 審査部局長は、第9第3項の規定により、等級の決定を受けた者の資格を取消し又は変更したときは、名簿からその者を抹消し、又は名簿を訂正しなければならない。

3 審査部局長は、前2項の規定により名簿を作成し又は変更したときは、当該名簿を同一地区内の部局長へ送付するものとする。

(等級決定の通知)

第12 審査部局長は、第9第1項の規定により等級を決定したときは速やかに、別紙第3号様式の等級決定(変更・取消)通知書(以下「等級決定通知書」という。)により申請者に通知しなければならない。

2 審査部局長は、第9第3項の規定により資格を取消し又は変更したときは、等級決定通知書により当該等級を取消し又は変更した者へ通知するとともに、他の地区の審査部局長に対しその旨を通知しなければならない。

(資格の有効期間)

第13 平成17年度を初年度として隔年度ごとに行う定期審査において決定した資格の有効期間は、当該年度及び翌年度中とし、随時審査において決定した資格の有効期間は、等級の決定通知をした日から、平成17年度を初年度とする隔年度ごとの定期審査における資格の有効期日までとする。

2 審査部局長は、特別の理由により等級の決定が遅れた場合においては、前項に規定する有効期間終了後においても引き続き競争に参加する資格を得るため申請書を提出した申請者について、新たな等級の決定が行われるまではなお有効とすることができる。

(登録申請書の提出等)

第14 一の地区において申請書を提出した者であって、他の地区においても資格を得ようとする者(以下「登録申請者」という。)は、申請書の提出に代え、契約の種類に応じ、別紙作成要領に基づき作成した別紙第4号様式又は別紙第5号様式による一般競争(指名競争)参加者名簿登録申請書(以下「登録申請書」という。)を提出することができる。

2 登録申請書の提出時期は、第6による申請書の提出時期を準用する。

3 登録申請書の添付書類は、次の各号に掲げる登録申請書の区分に応じ、別紙作成要領に基づき作成した当該各号に掲げる書類とする。

(1) 別紙第4号様式による登録申請書

イ 等級決定通知書の写し(第12第1項の規定により送付を受けた等級決定通知書の複写機による写し。以下同じ。)

ロ 総合評定値通知書の写し

ハ 営業所一覧表

(2) 別紙第5号様式による登録申請書

イ 等級決定通知書の写し

ロ 別紙第2号様式の写し

ハ 営業所一覧表

4 審査部局長は、第1項の規定により登録申請書を受理したときは、申請の内容を確認し、適正と認めるときは、前項の添付書類に記載された他の審査部局長が決定した等級の資格をもって名簿に登録しなければならない。

5 審査部局長は、第12第2項の規定により資格の取消し又は変更の通知を受けたときは、名簿への登録の有無を調査し、登録されている場合にあつては、当該取消し又は変更の通知を受けた者の登録を取消し又は変更しなければならない。

6 審査部局長は、第4項又は前項の規定により名簿に登録し又は登録を取消し若しくは変更したときは、速やかに、別紙第6号様式の競争参加資格者名簿登録（変更・取消）通知書により登録申請者に通知しなければならない。

7 審査部局長は、第4項又は第5項の規定により名簿に登録し又は名簿を変更したときは、当該名簿を同一地区内の部局長に送付するものとする。

8 第13第2項の規定は、登録申請者に対する取扱いについて準用する。

（代理権に基づく申請書等の提出）

第15 代理人が代理権に基づき申請書又は登録申請書を提出する場合、これらの申請書に委任状を添付させ又は代理権の存在を証明する書面を確認（この場合にあつては、当該書面の写しを添付させることとする。）のうえ受理するものとする。

（変更事項の提出等）

第16 審査部局長は、等級決定通知書を送付した者について次に掲げる事項に変更があつた場合、別紙第8号様式による競争契約参加資格審査申請書変更届を提出させるものとする。

(1) 住 所

(2) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリを含む。）

(3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名

(4) 許可・登録等の状況

(5) 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリを含む。）

2 審査部局長は、前項の規定により変更届の提出があつたときは、第9第3項の規定により資格を変更する場合を除き、その旨同一地区内の部局長及び他の地区の審査部局長に対し通知しなければならない。

3 前項の規定により通知を受けた審査部局長は、名簿への登録の有無を調査し、登録されている場合にあつては、同一地区の部局長に送付しなければならない。

4 部局長は前2項の規定により通知を受けた場合には、速やかに名簿の訂正をしなければならない。

(契約担当官等への通知)

第17 部局長は、第11第3項及び第14第7項の規定により審査部局長から名簿の送付を受けたとき又は第16第4項の規定により名簿の訂正をしたときは、当該部局における会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等（以下「契約担当官等」という。）に通知しなければならない。

(競争参加者の資格)

第18 競争に参加させることができる者は、第11第1項又は第14第4項により名簿に記載された者であって、当該競争に係る予定価格に対応する等級（以下「資格等級」という。）に格付された者とする。この場合において契約担当官等が必要と認めるときは、当該資格等級の1級上位又は1級下位の等級に格付された者を参加させることができる。

2 契約担当官等は、前項後段の規定を適用しても、その等級に格付された者がいない場合には、資格等級の2級上位の者を競争に参加させることができる。

3 契約担当官等は、特例政令第8条の規定の適用がある場合には、申請者が開札の時に、入札の公告又は公示において競争に参加する者に必要な資格として公告又は公示した等級に格付されることを条件として、当該競争に参加させることができる。

(随意契約によろうとする場合の書類の提出)

第19 契約担当官等は、会計法第29条の3第4項又は第5項の規定により随意契約によろうとする場合には、当該契約の相手方となるべき者の能力及び信用度等を調査するため、その者から第7第1項各号に掲げる添付書類のうち必要なものを提出させることができる。ただし、第11第1項又は第14第4項に規定する名簿に記載された者が当該契約の相手方となる場合には、この限りではない。

(グループ経営事項審査の結果に基づく資格審査)

第20 第8第2項の場合において、申請者が建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則4の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経審」という。）結果に基づき、当該企業集団の代表者として競争参加資格の申請をしたときは、次の各号に掲げるところにより審査しなければならない。

(1) グループ経審による競争参加資格の申請書の添付書類

国土交通大臣が交付する企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写しを添付させるものとする。

(2) 競争参加資格の等級決定を受けている建設業者のグループ経審による再度の競争参加資格審査

再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(別紙第1号の5様式)を添付のうえ、再申請を受理し、審査するものとする。

(3) 等級の決定

第2号の審査により、グループ経審結果後の申請者の等級を決定するものとする。

なお、等級の決定をするときは、あらかじめ申請者が代表者である企業集団に属する建設

業者の第1号による審査以前に等級決定を受けた者の等級を取消するため、等級決定取消申請書（別紙第1号の6様式）を提出させるものとする。

- (4) 他の地区の審査部局長及び再申請のあった企業集団を構成する建設業者への等級取消の通知

第3号により、等級を取消したときは、第12第1項に定める別紙第3号様式の等級決定（変更・取消）通知書により再度の申請があった企業集団に属するすべての建設業者に通知するとともに、他の地区の審査部局長に対し、その旨を通知するものとする。

- (5) 等級の決定における附与数値の調整

等級決定の附与数値は、国土交通大臣が企業集団として認定する以前に各建設業者が同一の等級若しくは直近の等級に決定されている場合又はこれと同等の場合と認められる場合に限り、第9に基づき算定した数値に、認定された後の審査基準日までの期間（以下「認定後の期間」という。）により次のとおり加算するものとする。

- イ 認定後の期間が3年未満 15%に相当する点数（小数部分がある場合は少数を切捨てる。）
- ロ 認定後の期間が3年以上5年未満 10%に相当する点数（小数部分がある場合は少数を切捨てる。）

（合併等により新設された会社等の資格審査）

第21 第8第2項の場合において、申請者が合併等により新たに設立された会社等（第1号に掲げる会社等をいう。）として競争参加資格の申請をしたときは、第2号から第6号までの各号に掲げるところにより審査しなければならない。

- (1) 合併等により新たに設立された会社等の定義

- イ 合併新設会社 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社
- ロ 合併存続会社 合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- ハ 親会社とその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ニ 承継譲受会社 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- ホ 譲受業者 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

- (2) 合併等により新たに設立された会社等の競争参加資格申請の添付書類

合併等に係る契約書の写しを添付させるものとする。

- (3) 競争参加資格の等級決定を受けている合併存続会社及び譲受業者が合併する前の各会社等の再審査

合併存続会社及び譲受会社に営業を譲渡する前の各会社は既に等級決定された場合においても、再度の競争参加資格審査申請をすることができるものとする。

(4) 競争契約参加資格審査申請書変更届の提出

合併等により新たに設立された会社等から競争参加資格の申請があった場合で、従前の競争参加資格の等級決定を変更又は取消す必要がある者については、第16の規定により競争契約参加資格審査申請書変更届を提出させるものとする。

(5) 審査部局長の通知

審査部局長は第4号の変更又は取消しを行った旨を第12の規定により等級決定（変更・取消）通知書により通知するとともに、他の地区の審査部局長に対してその旨を通知するものとする。

(6) 等級の決定における附与数値の調整

等級決定の附与数値は、合併等前の各会社が同一の等級若しくは直近の等級に決定されている場合又はこれと同等と認められる場合に限り、第9に基づき算定した数値に、合併等後の審査基準日までの期間（以下「合併等後の期間」という。）により次のとおり加算するものとする。

イ 合併等後の期間が3年未満 15%に相当する点数(少数部分がある場合は少数を切捨てる。)

ロ 合併等後の期間が3年以上5年未満 10%に相当する点数(少数部分がある場合は少数を切捨てる。)

(持株会社化経営事項審査における結果に基づく資格審査)

第22 第8第2項の場合において、申請者が建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則6の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）結果に基づく建設業者として競争参加資格の申請をしたときは、次の各号に掲げるところにより審査しなければならない。

(1) 持株会社化経審結果に基づく競争参加資格の申請ができる者

国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者

(2) 競争参加資格の等級決定を受けた建設業者がその後、持株会社化経審を受審したことによる再審査建設業者は既に等級決定された場合においても、再度の競争参加資格審査申請をすることができるものとする。

(3) 持株会社化経審による競争参加資格申請の添付書類

国土交通大臣が交付する企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写しを添付させるものとする。

(4) 競争参加資格の等級決定を受けている建設業者の持株会社化経審による再度の競争参加資格審査

再度の競争参加資格申請を希望する場合においては、再度の一般競争(指名競争)参加資格

審査申請書(別紙第1号の7様式)を添付のうえ、再申請を受理し、審査するものとする。

(5) 等級の決定

第4号の審査により持株会社化経審結果後の申請者の等級を決定するものとする。

なお、等級の決定をするときは、当該企業集団に属する建設業者が第2号により審査以前に等級の決定を受けた者の等級を取消するため、等級決定取消申請書(別紙第1号の8様式)を提出させるものとする。

(6) 他の地区の審査部局長及び再申請のあった企業集団を構成する建設業者への等級取消しの通知

第5号により、等級を取消したときは、第12第1項に定める等級決定取消申請書(別紙第3号様式)を提出させるものとする。

(7) 等級の決定における附与数値の調整

等級決定の附与数値は、第9に基づき算定した数値に、認定後の期間が3年未満である場合は当該数値の10%に相当する点数(少数部分がある場合は少数を切捨てる。)を加算するものとする。

(会社更生法に基づく更生手続き開始が決定した者等の資格審査)

第23 第8第2項の場合において、申請者が会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者(以下「更生手続き開始決定者等」という。)として競争参加資格の申請をしたときは、次の各号に掲げるところにより審査しなければならない。

(1) 競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、更生手続及び再生手続(以下「更生手続等」という。)の開始の決定以後の再審査

再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(更生手続開始決定者等用)(別紙第1号の9様式)を添付のうえ、再申請を受理し、審査するものとする。

また、第7第1項に掲げる書類のほか、次の各項目に掲げる書類を添付させるものとする。

イ 更生手続等開始の決定書の写し

ロ 貸借対照表及び損益計算書

ハ 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

なお、ロのうち損益計算書については、貸借対照表を作成する基となった時点までの1年間におけるものを作成させるものとする。

(2) 等級の決定

前号の審査により、更生手続等開始決定後の申請者の等級を決定するものとする。

なお、等級の決定をするときは、あらかじめ申請者が前号の審査以前に受けた等級決定を取消するため、等級決定取消申請書(更生手続開始決定者等用)(別紙第1号の10様式)を提出させるものとする。

(3) 他の地区の審査部局長及び再申請のあった更生手続開始決定者等への等級取消しの通知

前号により、等級を取消したときは、第12第1項に定める別紙3号様式の等級決定(変更・取消)通知書により再度の申請があった更生手続開始決定者等に通知するとともに、他の地区の審査部局長に対し、その旨を通知するものとする。

(4) 定期審査の取扱い

イ 再申請をした場合

再申請を既に行っている更生手続開始決定者等は第6の規定により定期審査しなければならない。

ロ 再申請をしていない場合

再申請を行っていない更生手続開始決定者等は第6の規定による定期審査するとともに、第1号各項目に掲げる書類を添付させるものとする。

(インターネットによる申請)

第24 審査部局長(沖縄地区税関長を除く。)は、定期審査については、インターネット一元受付を実施するものとする。

2 前項の場合において、申請者がインターネットを使用して申請するときは、第6及び第7の規定にかかわらず、定期審査開始前に国土交通省が公表するインターネット一元受付の実施方法により申請させるものとする。

(各審査部局別の作成要領)

第25 審査部局長は、申請者に申請書等を配付する場合において、必要があると認めるときは、作成要領に所要の調整を加えたものを配付することができる。

附 則(令和3年4月26日付(財)会第1666号)

- 1 この改正は、令和3年4月26日から施行する。
- 2 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示(令和3年国土交通省告示第246号。次項において「改正告示」という。)による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号。)に基づく総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。)の通知を受けている者が申請書を提出してきた場合は、なお従前の例により処理する。
- 3 改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和3・4年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査(審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。)の総合評定値通知書を受けている者から、令和3年4月26日から令和3年9月30日までの間に再認定に係る申請書の提出があったときは、受理して随時審査を実施するものとする。

附 則(令和4年10月26日付(財)会第4254号)

- 1 この改正は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第8第2項第3号(イ)の改正

正規定及び通達別紙様式の改正内容については、通知日から施行する。

- 2 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）に基づく総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。）の通知を受けている者が申請書を提出してきた場合は、なお従前の例により処理する。
- 3 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第827号。以下「改正告示」という。）による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づく令和3・4年度及び令和5・6年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日が申請をする日の1年7月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者から、令和3・4年度を有効期間とする競争参加資格については、令和5年1月1日から令和5年2月15日まで、令和5・6年度を有効期間とする競争参加資格については、令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間に再認定に係る申請書の提出があったときは、受理して随時審査を実施するものとする。



別表第1 予定価格に対応する等級別格付表

契約の種類	等級	数値	予定価格
総合建設工事	A	1,250以上	72,000万円以上
	B	1,100以上 1,250未満	30,000万円以上 72,000万円未満
	C	850以上 1,100未満	6,000万円以上 30,000万円未満
	D	850未満	6,000万円未満
総合建設工事以外の工事	A	900以上	1,500万円以上
	B	700以上 900未満	500万円以上 1,500万円未満
	C	700未満	500万円未満
測量 建設コンサルタント等	A	145以上	1,000万円以上
	B	85以上 145未満	350万円以上 1,000万円未満
	C	30以上 85未満	350万円未満

別表第2 附与数值表

(1) 建設業者

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高				評点			
1,000億円 以上				2,309			
800億円	以上	1,000億円	未満	114	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000,000 + 1,739
600億円	以上	800億円	未満	101	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000,000 + 1,791
500億円	以上	600億円	未満	88	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,566
400億円	以上	500億円	未満	89	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,561
300億円	以上	400億円	未満	89	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,561
250億円	以上	300億円	未満	75	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,378
200億円	以上	250億円	未満	76	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,373
150億円	以上	200億円	未満	76	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,373
120億円	以上	150億円	未満	64	×	(年間平均完成工事高) ÷	3,000,000 + 1,281
100億円	以上	120億円	未満	62	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,165
80億円	以上	100億円	未満	64	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,155
60億円	以上	80億円	未満	50	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,211
50億円	以上	60億円	未満	51	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,055
40億円	以上	50億円	未満	51	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,055
30億円	以上	40億円	未満	50	×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,059
25億円	以上	30億円	未満	51	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 903
20億円	以上	25億円	未満	39	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 963
15億円	以上	20億円	未満	36	×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 + 975
12億円	以上	15億円	未満	38	×	(年間平均完成工事高) ÷	300,000 + 893
10億円	以上	12億円	未満	39	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 811
8億円	以上	10億円	未満	38	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 816
6億円	以上	8億円	未満	25	×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 + 868
5億円	以上	6億円	未満	25	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 793
4億円	以上	5億円	未満	34	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 748
3億円	以上	4億円	未満	42	×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 + 716
2億5,000万円	以上	3億円	未満	24	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 698
2億円	以上	2億5,000万円	未満	28	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 678
1億5,000万円	以上	2億円	未満	34	×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 + 654
1億2,000万円	以上	1億5,000万円	未満	26	×	(年間平均完成工事高) ÷	30,000 + 626
1億円	以上	1億2,000万円	未満	19	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 616
8,000万円	以上	1億円	未満	22	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 601
6,000万円	以上	8,000万円	未満	28	×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 + 577
5,000万円	以上	6,000万円	未満	16	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 565
4,000万円	以上	5,000万円	未満	19	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 550
3,000万円	以上	4,000万円	未満	24	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 530
2,500万円	以上	3,000万円	未満	13	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 524
2,000万円	以上	2,500万円	未満	16	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 509
1,500万円	以上	2,000万円	未満	20	×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 + 493
1,200万円	以上	1,500万円	未満	14	×	(年間平均完成工事高) ÷	3,000 + 483
1,000万円	以上	1,200万円	未満	11	×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000 + 473
		1,000万円	未満	131	×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 + 397

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

自己資本額及び平均利益額に係る評点については、下記の区分の欄掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ点数を与え、これらの点数の合計点数を2で除した数値（小数点以下切捨て）の点数を与える。

自己資本の額又は平均自己資本額				点数			
3,000億円 以上				2,114			
2,500億円 以上	3,000億円	未満	63	× (自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,736
2,000億円 以上	2,500億円	未満	73	× (自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,686
1,500億円 以上	2,000億円	未満	91	× (自己資本額) ÷	50,000,000	+	1,614
1,200億円 以上	1,500億円	未満	66	× (自己資本額) ÷	30,000,000	+	1,557
1,000億円 以上	1,200億円	未満	53	× (自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,503
800億円 以上	1,000億円	未満	61	× (自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,463
600億円 以上	800億円	未満	75	× (自己資本額) ÷	20,000,000	+	1,407
500億円 以上	600億円	未満	46	× (自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,356
400億円 以上	500億円	未満	53	× (自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,321
300億円 以上	400億円	未満	66	× (自己資本額) ÷	10,000,000	+	1,269
250億円 以上	300億円	未満	39	× (自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,233
200億円 以上	250億円	未満	47	× (自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,193
150億円 以上	200億円	未満	57	× (自己資本額) ÷	5,000,000	+	1,153
120億円 以上	150億円	未満	42	× (自己資本額) ÷	3,000,000	+	1,114
100億円 以上	120億円	未満	33	× (自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,084
80億円 以上	100億円	未満	39	× (自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,054
60億円 以上	80億円	未満	47	× (自己資本額) ÷	2,000,000	+	1,022
50億円 以上	60億円	未満	29	× (自己資本額) ÷	1,000,000	+	989
40億円 以上	50億円	未満	34	× (自己資本額) ÷	1,000,000	+	964
30億円 以上	40億円	未満	41	× (自己資本額) ÷	1,000,000	+	936
25億円 以上	30億円	未満	25	× (自己資本額) ÷	500,000	+	909
20億円 以上	25億円	未満	29	× (自己資本額) ÷	500,000	+	889
15億円 以上	20億円	未満	36	× (自己資本額) ÷	500,000	+	861
12億円 以上	15億円	未満	27	× (自己資本額) ÷	300,000	+	834
10億円 以上	12億円	未満	21	× (自己資本額) ÷	200,000	+	816
8億円 以上	10億円	未満	24	× (自己資本額) ÷	200,000	+	801
6億円 以上	8億円	未満	30	× (自己資本額) ÷	200,000	+	777
5億円 以上	6億円	未満	18	× (自己資本額) ÷	100,000	+	759
4億円 以上	5億円	未満	21	× (自己資本額) ÷	100,000	+	744
3億円 以上	4億円	未満	27	× (自己資本額) ÷	100,000	+	720
2億5,000万円 以上	3億円	未満	15	× (自己資本額) ÷	50,000	+	711
2億円 以上	2億5,000万円	未満	19	× (自己資本額) ÷	50,000	+	691
1億5,000万円 以上	2億円	未満	23	× (自己資本額) ÷	50,000	+	675
1億2,000万円 以上	1億5,000万円	未満	16	× (自己資本額) ÷	30,000	+	664
1億円 以上	1億2,000万円	未満	13	× (自己資本額) ÷	20,000	+	650
8,000万円 以上	1億円	未満	16	× (自己資本額) ÷	20,000	+	635
6,000万円 以上	8,000万円	未満	19	× (自己資本額) ÷	20,000	+	623
5,000万円 以上	6,000万円	未満	11	× (自己資本額) ÷	10,000	+	614
4,000万円 以上	5,000万円	未満	14	× (自己資本額) ÷	10,000	+	599
3,000万円 以上	4,000万円	未満	16	× (自己資本額) ÷	10,000	+	591
2,500万円 以上	3,000万円	未満	10	× (自己資本額) ÷	5,000	+	579
2,000万円 以上	2,500万円	未満	12	× (自己資本額) ÷	5,000	+	569
1,500万円 以上	2,000万円	未満	14	× (自己資本額) ÷	5,000	+	561
1,200万円 以上	1,500万円	未満	11	× (自己資本額) ÷	3,000	+	548
1,000万円 以上	1,200万円	未満	8	× (自己資本額) ÷	2,000	+	544
	1,000万円	未満	223	× (自己資本額) ÷	10,000	+	361

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

平均利益額				点数				
300 億円	以上			2,447				
250 億円	以上	300 億円	未満	134	$\times$ (平均利益額) $\div$	5,000,000	+	1,643
200 億円	以上	250 億円	未満	151	$\times$ (平均利益額) $\div$	5,000,000	+	1,558
150 億円	以上	200 億円	未満	175	$\times$ (平均利益額) $\div$	5,000,000	+	1,462
120 億円	以上	150 億円	未満	123	$\times$ (平均利益額) $\div$	3,000,000	+	1,372
100 億円	以上	120 億円	未満	93	$\times$ (平均利益額) $\div$	2,000,000	+	1,306
80 億円	以上	100 億円	未満	104	$\times$ (平均利益額) $\div$	2,000,000	+	1,251
60 億円	以上	80 億円	未満	122	$\times$ (平均利益額) $\div$	2,000,000	+	1,179
50 億円	以上	60 億円	未満	70	$\times$ (平均利益額) $\div$	1,000,000	+	1,125
40 億円	以上	50 億円	未満	79	$\times$ (平均利益額) $\div$	1,000,000	+	1,080
30 億円	以上	40 億円	未満	92	$\times$ (平均利益額) $\div$	1,000,000	+	1,028
25 億円	以上	30 億円	未満	54	$\times$ (平均利益額) $\div$	500,000	+	980
20 億円	以上	25 億円	未満	60	$\times$ (平均利益額) $\div$	500,000	+	950
15 億円	以上	20 億円	未満	70	$\times$ (平均利益額) $\div$	500,000	+	910
12 億円	以上	15 億円	未満	48	$\times$ (平均利益額) $\div$	300,000	+	880
10 億円	以上	12 億円	未満	37	$\times$ (平均利益額) $\div$	200,000	+	850
8 億円	以上	10 億円	未満	42	$\times$ (平均利益額) $\div$	200,000	+	825
6 億円	以上	8 億円	未満	48	$\times$ (平均利益額) $\div$	200,000	+	801
5 億円	以上	6 億円	未満	28	$\times$ (平均利益額) $\div$	100,000	+	777
4 億円	以上	5 億円	未満	32	$\times$ (平均利益額) $\div$	100,000	+	757
3 億円	以上	4 億円	未満	37	$\times$ (平均利益額) $\div$	100,000	+	737
2 億 5,000 万円	以上	3 億円	未満	21	$\times$ (平均利益額) $\div$	50,000	+	722
2 億円	以上	2 億 5,000 万円	未満	24	$\times$ (平均利益額) $\div$	50,000	+	707
1 億 5,000 万円	以上	2 億円	未満	27	$\times$ (平均利益額) $\div$	50,000	+	695
1 億 2,000 万円	以上	1 億 5,000 万円	未満	20	$\times$ (平均利益額) $\div$	30,000	+	676
1 億円	以上	1 億 2,000 万円	未満	15	$\times$ (平均利益額) $\div$	20,000	+	666
8,000 万円	以上	1 億円	未満	16	$\times$ (平均利益額) $\div$	20,000	+	661
6,000 万円	以上	8,000 万円	未満	19	$\times$ (平均利益額) $\div$	20,000	+	649
5,000 万円	以上	6,000 万円	未満	12	$\times$ (平均利益額) $\div$	10,000	+	634
4,000 万円	以上	5,000 万円	未満	12	$\times$ (平均利益額) $\div$	10,000	+	634
3,000 万円	以上	4,000 万円	未満	15	$\times$ (平均利益額) $\div$	10,000	+	622
2,500 万円	以上	3,000 万円	未満	8	$\times$ (平均利益額) $\div$	5,000	+	619
2,000 万円	以上	2,500 万円	未満	10	$\times$ (平均利益額) $\div$	5,000	+	609
1,500 万円	以上	2,000 万円	未満	11	$\times$ (平均利益額) $\div$	5,000	+	605
1,200 万円	以上	1,500 万円	未満	7	$\times$ (平均利益額) $\div$	3,000	+	603
1,000 万円	以上	1,200 万円	未満	6	$\times$ (平均利益額) $\div$	2,000	+	595
		1,000 万円	未満	78	$\times$ (平均利益額) $\div$	10,000	+	547

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

経営状況点数＝

$$-0.4650 \times A - 0.0508 \times B + 0.0264 \times C + 0.0277 \times D \\ + 0.0011 \times E + 0.0089 \times F + 0.0818 \times G + 0.0172 \times H + 0.1906$$

Aは、純支払利息比率

Bは、負債回転期間

Cは、総資本売上総利益率

Dは、売上高経常利益率

Eは、自己資本対固定資産比率

Fは、自己資本比率

Gは、営業キャッシュ・フロー

Hは、利益剰余金

上記算式によって算出した点数(小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「経営状況点数」という。)に基づき、次に掲げる算式によって経営状況の評点(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)を求める。ただし、経営状況の評点が0に満たない場合は0とみなす。

$$\text{経営状況の評点} = 167.3 \times (\text{経営状況点数}) + 583$$

許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点については、下記の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ表に掲げる点数を与え、技術職員の数の点数に5分の4を乗じたものと種類別年間平均元請完成工事高の点数に5分の1を乗じたものの足し合わせた数値（小数点以下切り捨て）の評点をあたえる。

なお、技術職員数値については、審査基準日における許可を受けた建設業の種類別の第8第2項第3号イに掲げる者の数に、(イ)に掲げる者の数にあつては6を、(ロ)に掲げる者の数にあつては5を、(ハ)に掲げる者の数にあつては4を、(ニ)に掲げる者の数にあつては3を、(ホ)に掲げる者の数にあつては2を、(ヘ)に掲げる者の数にあつては1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値をいう。

技術職員数値				点数			
15,500 以上				2335			
11,930	以上	15,500	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	3,570 + 2,065
9,180	以上	11,930	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	2,750 + 1,998
7,060	以上	9,180	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	2,120 + 1,939
5,430	以上	7,060	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	1,630 + 1,876
4,180	以上	5,430	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	1,250 + 1,808
3,210	以上	4,180	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	970 + 1,747
2,470	以上	3,210	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	740 + 1,686
1,900	以上	2,470	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	570 + 1,624
1,460	以上	1,900	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	440 + 1,558
1,130	以上	1,460	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	330 + 1,488
870	以上	1,130	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	260 + 1,434
670	以上	870	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	200 + 1,367
510	以上	670	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	160 + 1,318
390	以上	510	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	120 + 1,247
300	以上	390	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	90 + 1,183
230	以上	300	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	70 + 1,119
180	以上	230	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	50 + 1,040
140	以上	180	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	40 + 984
110	以上	140	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	30 + 907
85	以上	110	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	25 + 860
65	以上	85	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	20 + 810
50	以上	65	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	15 + 742
40	以上	50	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	10 + 633
30	以上	40	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	10 + 633
20	以上	30	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	10 + 636
15	以上	20	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	5 + 508
10	以上	15	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	5 + 511
5	以上	10	未満	63	×	(技術職員数値) ÷	5 + 509
		5	未満	62	×	(技術職員数値) ÷	5 + 510

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高				点数			
1,000億円 以上				2,865			
800億円	以上	1,000億円	未満	119	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000,000 + 2,270
600億円	以上	800億円	未満	145	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000,000 + 2,166
500億円	以上	600億円	未満	87	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 2,079
400億円	以上	500億円	未満	104	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,994
300億円	以上	400億円	未満	126	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,906
250億円	以上	300億円	未満	76	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,828
200億円	以上	250億円	未満	90	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,758
150億円	以上	200億円	未満	110	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,678
120億円	以上	150億円	未満	81	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	3,000,000 + 1,603
100億円	以上	120億円	未満	63	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,549
80億円	以上	100億円	未満	75	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,489
60億円	以上	80億円	未満	92	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,421
50億円	以上	60億円	未満	55	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,367
40億円	以上	50億円	未満	66	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,312
30億円	以上	40億円	未満	79	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,260
25億円	以上	30億円	未満	48	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,209
20億円	以上	25億円	未満	57	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,164
15億円	以上	20億円	未満	70	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,112
12億円	以上	15億円	未満	50	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	300,000 + 1,072
10億円	以上	12億円	未満	41	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 1,026
8億円	以上	10億円	未満	47	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 996
6億円	以上	8億円	未満	57	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 956
5億円	以上	6億円	未満	36	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 911
4億円	以上	5億円	未満	40	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 891
3億円	以上	4億円	未満	51	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 847
2億5,000万円	以上	3億円	未満	30	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 820
2億円	以上	2億5,000万円	未満	35	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 795
1億5,000万円	以上	2億円	未満	45	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 755
1億2,000万円	以上	1億5,000万円	未満	32	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	30,000 + 730
1億円	以上	1億2,000万円	未満	26	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 702
8,000万円	以上	1億円	未満	29	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 687
6,000万円	以上	8,000万円	未満	36	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 659
5,000万円	以上	6,000万円	未満	22	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 635
4,000万円	以上	5,000万円	未満	27	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 610
3,000万円	以上	4,000万円	未満	31	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 594
2,500万円	以上	3,000万円	未満	19	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 573
2,000万円	以上	2,500万円	未満	23	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 553
1,500万円	以上	2,000万円	未満	28	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 533
1,200万円	以上	1,500万円	未満	19	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	3,000 + 522
1,000万円	以上	1,200万円	未満	16	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	2,000 + 502
		1,000万円	未満	341	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 241

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

第8第2項第4号イ(イ)から(ニ)に掲げる雇用保険加入の有無、健康保険の加入の有無、厚生年金保険加入の有無、建設業退職金共済制度加入の有無、退職一時金制度導入の有無及び法定外労働災害補償制度加入の有無については、下記の算式によって点数を出し、また、第8第2項第4号(ホ)から(フ)及び第8第2項ロからチまでに掲げる若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況、知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況、建設業の営業継続の状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)、防災協定締結の状況、法令遵守の状況、建設業の経理に関する状況(監査受審状況及び公認会計士等数値)、研究開発の状況、建設機械の保有状況及び国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、次の各区分の欄に掲げる点数を与え、さらにこれらの点の合計点数に応じて下記の算式によって算出されるその他の審査項目(社会性等)の評点を与える。

その他の審査項目(社会性等)の評点 =

(第8第2第4号イ(イ)から(ニ)の点数+若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数+知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数+ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数+建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数+建設業の営業継続の状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)の点数+防災協定締結の状況の点数+法令遵守の状況の点数+建設業の経理に関する状況(監査受審状況及び公認会計士等数値)の点数+研究開発の状況の点数+建設機械の保有状況の点数+国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数)  $\times 10 \times 175 / 200$

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

注2 令和5年8月13日以前の審査基準日におけるその他の審査項目(社会性等)の評点については、以下の算式により求めることとする。

その他の審査項目(社会性等)の評点 =

(第8第2第4号イ(イ)から(ニ)の点数+若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数+知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数+ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の点数+建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数+建設業の営業継続の状況(営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無)の点数+防災協定締結の状況の点数+法令遵守の状況の点数+建設業の経理に関する状況(監査受審状況及び公認会計士等数値)の点数+研究開発の状況の点数+建設機械の保有状況の点数+国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数)  $\times 10 \times 190 / 200$

第8第2第4号イ(イ)から(ニ)の点数 =  $X \times 15 - Y \times 40$

Xは、第8第2項第4号イの(ロ)、(ハ)、(ニ)までの各項目のうち加入又は導入をしているとされたものの数

Yは、第8第2項第4号イの(イ)の各項目について加入をしていないとされたものの数



若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
15%以上	1
15%未満	0

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
1%以上	1
1%未満	0

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況	点数
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	区分	点数
プラチナえるぼし認定を取得	(1)	5
プラチナくるみん認定を取得		
区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	(2)	4
区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得		
区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	(3)	3
区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得		
区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得		
区分(1)、(2)又は(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	(4)	2
取得無	(5)	0

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10
該当無	0

営業年数	点数	営業年数	点数
35年以上	60	15年	20
34年	58	14年	18
33年	56	13年	16
32年	54	12年	14
31年	52	11年	12
30年	50	10年	10
29年	48	9年	8
28年	46	8年	6
27年	44	7年	4
26年	42	6年	2
24年	38	5年以下	0
23年	36		
22年	34		
21年	32		
20年	30		
19年	28		
18年	26		
17年	24		
16年	22		

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	無	有
点数	0	-60

防災協定締結の有無	有	無
点数	20	0

法令遵守の状況	無	指示をされた場合	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合
点数	0	-15	-30

監査の受審状況	会計監査人の設置	会計参与の設置	処理の適正を確認した旨の書類の提出	無
点数	20	10	2	0

項目	公認会計士等数値					
	10	8	6	4	2	0
年間平均完成工事高 600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
年間平均完成工事高 150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
年間平均完成工事高 40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
年間平均完成工事高 10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
年間平均完成工事高 1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
年間平均完成工事高 1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0

平均研究開発費の額			点数
100 億円	以上		25
75 億円	以上	100 億円未満	24
50 億円	以上	75 億円未満	23
30 億円	以上	50 億円未満	22
20 億円	以上	30 億円未満	21
19 億円	以上	20 億円未満	20
18 億円	以上	19 億円未満	19
17 億円	以上	18 億円未満	18
16 億円	以上	17 億円未満	17
15 億円	以上	16 億円未満	16
14 億円	以上	15 億円未満	15
13 億円	以上	14 億円未満	14
12 億円	以上	13 億円未満	13
11 億円	以上	12 億円未満	12
10 億円	以上	11 億円未満	11
9 億円	以上	10 億円未満	10
8 億円	以上	9 億円未満	9
7 億円	以上	8 億円未満	8
6 億円	以上	7 億円未満	7
5 億円	以上	6 億円未満	6
4 億円	以上	5 億円未満	5
3 億円	以上	4 億円未満	4
2 億円	以上	3 億円未満	3
1 億円	以上	2 億円未満	2
5,000 万円	以上	1 億円未満	1
		5,000 万円未満	0

建設機械の所有及びリース台数	点数
15台以上	15
14台	15
13台	14
12台	14
11台	13
10台	13
9台	12
8台	12
7台	11
6台	10
5台	9
4台	8
3台	7
2台	6
1台	5
0台	0

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点数
エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
国際標準化機構第9001号の登録	5
国際標準化機構第14001号の登録	5
エコアクション21の認証	3
該当無	0

## (2) 測量業者等

附与数 値	種類別年間平均測量等実績高		附与数值	種類別年間平均測量等実績高	
133	600億円以上		42	6億円以上	8億円未満
126	500億円以上	600億円未満	40	5億円以上	6億円未満
119	400億円以上	500億円未満	38	4億円以上	5億円未満
112	300億円以上	400億円未満	36	3億円以上	4億円未満
106	250億円以上	300億円未満	34	2億5,000万円以上	3億円未満
100	200億円以上	250億円未満	32	2億円以上	2億5,000万円未満
94	150億円以上	200億円未満	30	1億5,000万円以上	2億円未満
89	120億円以上	150億円未満	28	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満
84	100億円以上	120億円未満	26	1億円以上	1億2,000万円未満
79	80億円以上	100億円未満	24	8,000万円以上	1億円未満
75	60億円以上	80億円未満	23	6,000万円以上	8,000万円未満
71	50億円以上	60億円未満	22	5,000万円以上	6,000万円未満
67	40億円以上	50億円未満	21	4,000万円以上	5,000万円未満
63	30億円以上	40億円未満	20	3,000万円以上	4,000万円未満
59	25億円以上	30億円未満	19	2,500万円以上	3,000万円未満
56	20億円以上	25億円未満	18	2,000万円以上	2,500万円未満
53	15億円以上	20億円未満	17	1,500万円以上	2,000万円未満
50	12億円以上	15億円未満	16	1,200万円以上	1,500万円未満
47	10億円以上	12億円未満	15	1,000万円以上	1,200万円未満
44	8億円以上	10億円未満	14	1,000万円未満	

項目 年 間 平 均 測 量 等 実 績 高	自 己 資 本 額				
	9 0	8 1	7 2	6 3	5 4
1,200億円以上	560億円以上	240億円以上 560億円未満	170億円以上 240億円未満	100億円以上 170億円未満	100億円未満
600億円以上 1,200億円未満	170億円以上	100億円以上 170億円未満	65億円以上 100億円未満	35億円以上 65億円未満	35億円未満
300億円以上 600億円未満	65億円以上	35億円以上 65億円未満	25億円以上 35億円未満	18億円以上 25億円未満	18億円未満
150億円以上 300億円未満	33億円以上	18億円以上 33億円未満	11億円以上 18億円未満	7億4,000万円以上 11億円未満	7億4,000万円未満
80億円以上 150億円未満	14億円以上	8億4,000万円以上 14億円未満	4億7,000万円以上 8億4,000万円未満	2億9,000万円以上 4億7,000万円未満	2億9,000万円未満
40億円以上 80億円未満	5億1,000万円以上	2億9,000万円以上 5億1,000万円未満	1億7,000万円以上 2億9,000万円未満	7,000万円以上 1億7,000万円未満	7,000万円未満
20億円以上 40億円未満	2億8,000万円以上	1億5,000万円以上 2億8,000万円未満	9,800万円以上 1億5,000万円未満	4,700万円以上 9,800万円未満	4,700万円未満
10億円以上 20億円未満	1億2,000万円以上	7,500万円以上 1億2,000万円未満	4,400万円以上 7,500万円未満	2,200万円以上 4,400万円未満	2,200万円未満
5億円以上 10億円未満	6,600万円以上	3,800万円以上 6,600万円未満	2,100万円以上 3,800万円未満	640万円以上 2,100万円未満	640万円未満
2億5,000万円以上 5億円未満	3,400万円以上	1,900万円以上 3,400万円未満	1,200万円以上 1,900万円未満	200万円以上 1,200万円未満	200万円未満
1億円以上 2億5,000万円未満	1,700万円以上	980万円以上 1,700万円未満	470万円以上 980万円未満	150万円以上 470万円未満	150万円未満
5,000万円以上 1億円未満	930万円以上	440万円以上 930万円未満	170万円以上 440万円未満	40万円以上 170万円未満	40万円未満
2,500万円以上 5,000万円未満	590万円以上	280万円以上 590万円未満	110万円以上 280万円未満	30万円以上 110万円未満	30万円未満
2,500万円未満	490万円以上	270万円以上 490万円未満	100万円以上 270万円未満	20万円以上 100万円未満	20万円未満



技術職員又は技術関係職員の数					技術職員又は技術関係職員以外の職員の数				
60	54	48	42	36	30	27	24	21	18
2,500人以上	1,800人以上 2,499人以下	1,100人以上 1,799人以下	770人以上 1,099人以下	769人以下	2,300人以上	1,400人以上 2,299人以下	1,200人以上 1,399人以下	1,000人以上 1,199人以下	999人以下
1,400人以上	1,000人以上 1,399人以下	640人以上 999人以下	530人以上 639人以下	529人以下	1,300人以上	1,000人以上 1,299人以下	740人以上 999人以下	500人以上 739人以下	499人以下
860人以上	590人以上 859人以下	450人以上 589人以下	330人以上 449人以下	329人以下	740人以上	500人以上 739人以下	430人以上 499人以下	300人以上 429人以下	299人以下
450人以上	330人以上 449人以下	220人以上 329人以下	82人以上 219人以下	81人以下	430人以上	300人以上 429人以下	230人以上 299人以下	170人以上 229人以下	169人以下
220人以上	160人以上 219人以下	96人以上 159人以下	39人以上 95人以下	38人以下	240人以上	170人以上 239人以下	110人以上 169人以下	90人以上 109人以下	89人以下
120人以上	80人以上 119人以下	47人以上 79人以下	22人以上 46人以下	21人以下	120人以上	90人以上 119人以下	58人以上 89人以下	42人以上 57人以下	41人以下
58人以上	38人以上 57人以下	24人以上 37人以下	11人以上 23人以下	10人以下	67人以上	44人以上 66人以下	29人以上 43人以下	19人以上 28人以下	18人以下
33人以上	21人以上 32人以下	13人以上 20人以下	8人以上 12人以下	7人以下	34人以上	22人以上 33人以下	15人以上 21人以下	10人以上 14人以下	9人以下
19人以上	12人以上 18人以下	7人以上 11人以下	4人以上 6人以下	3人以下	19人以上	12人以上 18人以下	7人以上 11人以下	5人又は6人	4人以下
11人以上	7人以上 10人以下	4人以上 6人以下	2人又は3人	1人以下	12人以上	7人以上 11人以下	4人以上 6人以下	3人	2人以下
7人以上	4人以上 6人以下	2人又は3人	1人	なし	7人以上	4人以上 6人以下	2人又は3人	1人	なし
4人以上	3人	2人	1人	なし	4人以上	3人	2人	1人	なし
3人以上		1人又は2人		なし	3人以上		1人又は2人		なし
2人以上		1人		なし	2人以上		1人		なし

項目 附与数値	流動比率	自己資本額 固定比率	総資本額 純利益率	営業年数
30	115%以上	90%以上	4.0%以上	25年以上
27	100%以上 115%未満	45%以上 90%未満	1.5%以上 4.0%未満	20年以上 25年未満
24	85%以上 100%未満	20%以上 45%未満	0.5%以上 1.5%未満	10年以上 20年未満
21	70%以上 85%未満	0%超 20%未満	0%超 0.5%未満	5年以上 10年未満
18	0%超 70%未満			5年未満
0	0	0%以下	0%以下	

備考 流動資産、自己資本額及び税引前当期利益が0又は負数である場合における附与数値は、0とする。なお、流動負債、固定資産又は総資本額が0である場合には、流動資産、自己資本額又は税引前当期利益の値にかかわらず附与数値は、30とする。

別表第3 CPD認定団体の数値（第8の2の(4)の又関係）

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12